

令和7年度 長崎県校長会活動方針

長崎県校長会は、昭和39年の結成以来、本県の小・中学校教育の充実・発展のため、真摯な研究と実践を重ねるとともに教育諸条件の整備に努め、多大な成果を上げてきている。

昨今においては、新たに導入された「人事評価制度」に関する情報交換、中学校における「部活動地域移行(地域展開)」に関する取組状況の確認、県教育委員会に対する教育振興並びに人事・給与等に関する要望、本県教育を魅力あるものにするために意見を述べ合う県教育委員会との教育懇話会の実施など、喫緊の教育課題解決に向けた取組を地道に続けている。

また、会員数の減少や働き方改革などの視点から校長会研究大会を隔年開催とした。理事会や専門部会などの会議においては参集型の他に Web での会議を取り入れ、当面する諸課題等についての意見交換を行いながら、充実した研修となるように運営し、専門部活動の見直しも進めてきたところである。

学習指導要領では「社会に開かれた教育課程の重視」「カリキュラムマネジメントの充実」及び「主体的・対話的で深い学びの実現」が求められている。また、GIGA スクール構想により、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、一人一人に個別最適な学びと協働的な学びを実現するなど、新しい時代の学校教育である「令和の日本型学校教育」の構築も求められている。

さらに、国の第4期の教育振興基本計画では「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が計画のコンセプトとして位置付けられ、本県では基本テーマ「つながりが創る豊かな教育」のもと「一人一人に応じた最適な学びを提供する」「新しい時代に求められる魅力ある学校をつくる」といった施策が講じられているところである。

これまで本県教育界においては、過去の教訓から命を大切にすることを根幹に据えた学校教育を推進してきた。過去の教訓をしっかりと踏まえつつ県内の小・中・義務教育学校が抱える教育課題の解決に向けて、長崎県校長会は「会則」に則り次の点に活動の重点を置き、本会を運営する。

1 活動の重点

1 生命を尊重する教育の推進

生命尊重に関する教育を全ての教育活動の根底に位置付け、豊かな人間性の涵養に努める。

- (1) 自他の生命を大切にし、思いやりの心と実践力を育む道徳教育、人権・平和教育の推進に努める。
- (2) いじめや不登校、児童虐待、ヤングケアラーなど悩みや困難のある児童生徒の情報を共有し、それぞれの事案に応じたきめ細やかな相談・支援体制を確立し対応する。特に児童生徒の生命に関わる重大事案については関係機関と連携して、機を逸せず対応するよう努める。
- (3) 障害の有無に関わらず、一人一人の児童生徒の可能性を引き出し、個々の多様な教育的ニーズに的確に応える特別支援教育の充実に努める。

2 「社会に開かれた教育課程」を重視した活力ある学校経営の推進

持続可能な学校づくり、地域づくりのため、コミュニティ・スクール等を活用し、学校と地域の連携や幼保小中高の校種を越えた連携の強化に努める。

- (1) 「ふるさとの未来を担う人材」の育成を目指し、小中高の発達段階を意識したつながりのあるふるさと教育の充実及び、地域や産業界・関係団体との連携に努める。
- (2) 児童生徒のスポーツや文化芸術活動の充実のため、地域の実態に応じ、中学校の部活動の地域移行(地域展開)が円滑に進むよう自治体への働きかけに努める。
- (3) 「持続可能な開発目標」(SDGs)等を踏まえ、「持続可能な開発のための教育」(ESD)の推進に努める。
- (4) へき地・小規模校の特性を生かした学校経営の充実に努める。

3 未来社会を切り拓く資質・能力を育成する学校教育の推進

生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の三つの資質・能力の調和がとれた児童生徒の育成に努める。

- (1) 長崎県教育委員会の「授業改善メソッド」や「学びの習慣化メソッド」等をもとにして各学校の学力向上プランを作成し、学力の向上に努める。
- (2) 教育DXの推進を図り、1人1台端末を最大限に活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一

体的な充実に努める。

- (3) 体力の向上、健康づくり及び食育の推進に関する指導の充実に努める。
- (4) 発達段階に応じたキャリア教育を推進し、児童生徒が社会や職業との関係を意識しながら主体的に自己の進路を選択・決定する能力を高められるよう努める。
- (5) 感染症や災害の発生等の緊急事態にあっても、健やかに学習できる衛生環境の整備や安心して学べる環境づくりを進める。また、安全・防災教育の充実に図り、自らの安全を守るための能力を高められるよう努める。

4 教職員の資質・能力の向上と研究・組織活動の充実

教職員一人一人がより専門性の高い教職員となるよう研究と修養に努め、校長自らも、県・九州・全国の校長会等の活動を通して、校長としての資質を磨くとともに、所属組織の活動の充実に努める。

- (1) 教科指導、特別支援教育、生徒指導、服務規律などに関する校内研修の充実に図るとともに、人事評価に関わる面談や研修記録の作成場面などを通して、教職員と対話し資質・能力の向上に努める。
- (2) 令和の日本型学校教育を担う教師を育成するため、特に、学校全体で若い世代の教職員の資質・能力の向上に努める。
- (3) 研修成果を学校経営に反映させるとともに、教育委員会や全国・九州の校長会、関係機関、団体との連携を一層密にし、組織の活性化や支部校長会活動の充実に努める。

5 教職員の処遇改善と「働きがい」のある職場環境づくりの推進

定年延長制の導入や教員不足など、新たな変化や今日的な課題等についての要望を整理し、教職員が生き生きと働くことができる「働きがい」のある職場環境づくりに努める。

- (1) 義務教育費国庫負担制度及び「義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」の堅持、管理職員を含む全ての教職員の職責に見合う適正な処遇改善について具体的な要望活動に努める。
- (2) 定年延長世代の教職員が、適材適所で生き生きと働くことができる職場環境づくりに努める。
- (3) 教職員にとって学校が「心理的安全性」を確保された職場となるよう、職場環境づくりに努める。

II 活動方針に関わる専門部活動の重点努力事項

【人事給与対策部】

- 新たな人事評価制度に適切に対応するとともに、実施状況を踏まえた成果や課題を集約し、人事評価の有効活用と職員の資質向上につながる研修を行う。
- 不祥事防止対策委員会を機能させ、改定版「自己温床度チェック票」の活用を促進し、全ての学校において根絶を目指した不祥事防止対策を実行する。

【研修部】

- 学力の向上のため、指導力を高める研修を強化する。校長がリーダーシップを発揮し「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する。
- 新たな課題に対応した研修（教育DXの推進や多様化する児童生徒の対応等）の充実に図る。

【教育対策部】

- 特別支援教育に関する調査研究を行い、特別支援教育を学校とともに推進する関係機関との連携実践例を数多く情報交換する。
- 複式学級に関する調査研究を行い、へき地・小規模校の複式学級を有する学校の教育研究を推進する。

【生徒指導部】

- 誰もが安心して学校生活が送れるように、お互いの個性や多様性を認め合う支持的風土づくりと、自己指導能力の獲得に向けた積極的な生徒指導の充実強化と教職員の資質・指導力の向上に努める。
- 児童生徒の心身状態を的確に把握し、一人一人に目が行き届く教育環境の整備を図る。また、多様化・複雑化する不登校等の児童生徒への適切な支援のため、校内指導体制の確立と教育相談の強化、並びに、校種間や関係機関との連携に努める。